

7 この計画が目指すものの先にあるものは？

長

ここまで、新しい計画の目標と、それに向けた取組に共通する2つの基本的な考え方(計画の理念)について話し合っ、決めてきました

C

はい

O

そうすると、ここからは、具体的な取組について考えていくということになりますね

施

その前に、確認したいことがあります

長

何でしょうか？

施

新しい計画による取組で目指すものは「こどもの権利を守ること」だったと思います

長

そうですね

施

でも、なぜ「こどもの権利」を守ることが必要なのでしょうか？

Q

たしかにそうですね

市

言いかえれば、「この計画が目指すものの先にあるものは何か」ということでしょうか？

7-1 この計画が目指すものと基本的な考え方(計画の理念)

ここまで、新しい計画の目指すもの(計画の目標)とこの計画における取組に共通する基本的な考え方(計画の理念)について議論してきました。

【図表 7-1:新しい計画の目標と基本的な考え方(計画の理念)】

計画が目指すもの (計画の目標)	こどもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられること (こどもの権利を守ること)
計画に共通する 基本的な考え方 (計画の理念)	① こどもができるだけ「家庭で家族の一員として」育つこと (家庭養育優先原則)
	② こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」のなかで育つこと(パーマネンシー保障)

ここでは改めて、これらの目標や理念の関係について整理していきます。

「こどもの権利を守る」という考え方は、「こどもの権利条約」までさかのぼる児童福祉の原理です。こどもの権利が、こどもが人間らしく幸せに生活し、もって生まれた可能性を伸ばしながら育っていくためのものであることを踏まえ、この計画の中心となる基本的な考え方とし、この計画の取組を通じて目指していくものとしています。

その目標を踏まえ、様々な取組をしていくに当たって決めたことが、計画の基本的な考え方(計画の理念)です。

まず、こどもは、家族の一員として家庭環境のなかで育つことが、こどものよりよい成長や発達につながるという考え方に立ち、「家庭養育優先原則」を1つ目の基本的な考え方(計画の理念)として掲げました。このことは、多くの学術研究に基づく一定の理論的根拠を持つものであるとともに、「こどもの権利条約」にも由来する普遍的な考え方です。

次に、こどもが将来の自立に向けて安心して生活し、自分らしく成長していくためには、空間としての養育環境だけでなく、いつでも自分を受け入れてもらえると感じられる時間的な連続性を持った養育環境や人とのつながりをこどもに保障していくことが重要であることから、「パーマネンシー保障」を計画の2つ目の基本的な考え方(計画の理念)として掲げました。

これらをまとめると、「こどもの権利を守る」ために、「家庭養育優先原則」により望ましい養育環境をできる限り提供するとともに、「パーマネンシー保障」により将来にわたりこどもが自分を支えてくれると信頼できる人(おとな)や家族とのつながりを確保していくということになります。

なお、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」は、実践において大部分が重なることが想定され、また、重なることも望まれますが、すでに見てきたとおり、理論上は別の概念であるため、この計画においてもそれぞれ別の考え方(理念)として整理しています。

○

そうですね、何なんでしょうね

学

せっかくの機会なので、今回はそこについて話し合っておきませんか？

長

そうですね

今回は、その部分について、みなさんと考えてみましょう

弁

こどものためのあらゆる取組(施策)が目指すことは、
こども基本法をもとに考えると、
「こどもが将来にわたって(おとなになってからも)幸福な生活を送ること」ではないかと思いますので、これがこの計画が目指すものの先にあるものではないでしょうか

長

こども基本法第1条にある「将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」という部分を、ひとりひとりのこどもの視点からとらえ直したということですね

学

なるほど

よいとは思いますが、間違っ理解されるといけませんね

弁

どういことでしょうか？

学

「将来にわたって」という部分ですが、もちろんこの「わたって」には「今」も含まれるのですが、どうしても「将来」のこととして理解されやすいのではないかと思います

Q

「今」は幸福でなくても、「将来」は幸福になるようにということですか？

7-2 新しい計画の推進によって目指すものの先にあるものは？

これから、こうした基本的な考え方(計画の理念)を踏まえて、具体的な取組を決めていくわけですが、この計画の目指すこと(こどもの権利を守ること)の先にあるものは何でしょうか？

言い換えると、こどもの権利を守ることの先に、何が期待されているのでしょうか？

ここでは、そのことについて整理していくことになります。

この計画による取組は、誰のための取組かといえば、3-5 や 42 ページの用語解説でも説明したとおり、「すべてのこどもとその家庭」のための取組です。

それでは、こうしたこどものための取組(施策)が目指すものは何かということを考えると、「この計画が目指すものの先にあるもの」が見えてくるのではないかと考えます。

すでに「こどもの権利の歴史」のところで触れた、すべてのこどものための取組(施策)の基本となる法律として位置づけられる「こども基本法」の第1条を改めて読むと、条文のなかに

「将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して」という規定が出てきます。

参考	こども基本法 第1条 <再掲>
<u>この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。</u>	

この規定をもとに、視点を社会全体からひとりひとりのこどもに移して(ひとりひとりが社会を構成する人だからです)、「こどもが将来にわたって(おとなになってからも)幸福な生活を送ること」を「この計画が目指すものの先にあるもの」として考えました。

日本国憲法第 13 条においても、個人の尊重と一般的・包括的な基本的人権としての幸福追求権が規定されていることを考慮しても、こども自身が、自分が幸せだと思える生活を送ることが、こどもの権利を保障することを目指すこの計画のその先にあるものとして、認識できることだと考えます。

学

もちろんそうではないのですが、どうしてもそのように誤って理解されるおそれがあるように思えるのです

町

こどもである「今」も幸福でなければならないということをはっきりさせなければならないということですね

学

そうです

長

そうすると、「この計画が目指すものの先にあるもの」とは「こどもがいまも、そしてこの先の未来においても幸福な生活を送ること」ということになるでしょうか

P

それであれば、わかりやすいと思います

C

そういえば、ここでの話し合いも、こどもが「幸せ」に育っていくために、何をしていけばよいのかについての話し合いだったと思うので、それでよいのではないのでしょうか

B

でも「幸福」とか「幸せ」って何なのでしょう？

A

たしかに「幸福」って、何となくわかるような気もしますが、一体、何なんでしょうね？

学

それでは、「幸福」とは何かについて、話し合っていきませんか？

参考	日本国憲法 第13条
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。	

しかし、この「将来にわたって」という文言は、もちろん「現在」も含まれるのですが、誤解を招きやすい表現でもあります。

つまり、「現在」が「幸福」でなくても「将来」が「幸福」であればよい、こどもである今は「幸福」でなくても「将来」おとなになったときに「幸福」になればよい、という誤解です。

もちろん、それは違います。

こどものための取組(施策)は、こどもである現在も、そしてその先の未来において(おとなになってからも)幸福であるためのものでなければなりません。

実際、児童福祉専門分科会においても、そのような議論がなされました。

こうした議論なども踏まえ、この新しい計画において、「この計画が目指すものの先にあるもの」とは、「こどもがいまも、そしてこの先の未来においても幸福な生活を送ること」と整理しました。

長

そうですね・・・
できれば、みなさんとも話し合っていきたいのですが、
そうすると、この新しい計画について話し合う時間がなくなってしまうと
思います

長

「幸福」とは何かについては、ここでは話し合わないで
みなさんそれぞれで考えていただくということでいかがでしょうか？

C

私たちへの宿題ということですかね

長

みなさんなりの答えが出てくるとうれしいです
また、機会があれば話し合っていきたいと思いますが、
みなさんの周りの人たちとも話をしてみてもよいかもしれません

O

わかりました
私なりに考えてみたいと思います

長

ありがとうございます
今日は、ここまでにおきましょう

7-3 「幸福」とは？

ここでは、あえて「幸福」とは何かという議論(話し合い)をしていません。

「幸福」とは何かという問題は、重要な問題ではありますが、難しい議論(話し合い)になることが明らかだからです。

そうすると、新しい計画の具体的な取組を考える時間がなくなってしまうので、この新しい計画のなかでは、これ以上の議論(話し合い)に踏みこまないようにしたいと考えているところです。

もちろん、話し合わなくてもよい問題だとは考えていません。

この新しい計画のなかでは議論できませんが、別の機会があれば、関係する皆さんと議論できればと考えています。

また、周りの方とも議論していただければ幸いです。